

住之江区長職員表彰推薦及び選考要領

1 スケジュール

表彰は、次のとおり、毎年一定の期日を定めて行う。但し、必要があるときは、隨時これを行うことがある。

6月 周知

9月 募集

10月 選考

11月 表彰

2 推薦書の提出

表彰に値すると認めるものがあるときは、課長等(課長及び担当課長をいう。以下同じ。)から区長あて推薦書を提出する。複数の課にまたがる取組みなど課長等の推薦に依りがたい場合は、5名以上の職員の推薦による推薦書の提出も可とする。課長等からの推薦件数に制限は設けない。

3 推薦書の様式

別紙のとおり

4 表彰者の選考

課長等が推薦した者の中から、副区長及び各課の代表者1名(課長等)が集まり選考委員会を開催し、次の点に留意の上、意見を集約し、区長がその意見を踏まえ選考する。

(1)業務改善

(2)市民サービス

(3)職場活性化

(4)他の職員への模範性

附則

この要領は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 27 年 8 月 27 日から施行する。

附則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。